

2017年11月2日

京都府知事 山田啓二 様

憲法を守り、貧困・格差をただし、
ひろがる府民要求にこたえる府政を

2018年度京都府予算 に関する申し入れ

日本共産党京都府議会議員団

団長 前窪義由紀

はじめに

府民の暮らしは貧困と格差の広がりなどで厳しさを増し、その解決が大きな課題となっています。本府のワーキングプア率は、全国ワースト3～4位で推移し、非正規雇用率は42%と全国3位、貧困就業世帯は9万世帯を超え15年前の2倍になるなど、働きにくさが際立つ地域となっています。また、京都経済の99%を占める中小企業のうち7割以上が赤字経営を余儀なくされ、これに消費税率の引き上げや医療・介護等の負担増が追い打ちをかけています。その結果、2016年度の府税収入は、当初見込みから約200億円も落ち込みました。

私たち議員団は、若者や労働組合のみなさんと共に、ブラックな働き方の是正や奨学金の抜本改善などを求め、LDA-KYOTO（生きやすい京都をつくる全世代行動）が呼びかけた、大学門前等での署名・アンケート・街頭労働相談活動に参加してきました。そして、シンポジウムの開催や政府・国会への要請行動も行ってきました。浮き彫りになった問題の解決として、府としても、ブラックな働き方を根絶する条例の制定、府独自の給付制奨学金の創設などが求められています。

また、公共事業の在り方も問われています。全京都建築労働組合が行った6000人を超える組合員から回答があった「賃金アンケート」では、公共工事の設計労務単価が5年間で30.5%も引き上げられているにもかかわらず、現場労働者の賃金は4%程度の上昇にとどまっています。賃上げ分を含む工事費（税金）が、ゼネコン等の儲けに回り、賃金改善には使われていない実態が明らかにされました。発注者として、本府の責任は重大です。

子どもの貧困対策も喫緊の課題となっており、中学校給食の実施と給食無償化の要望も高まっています。この間、保護者をはじめ粘り強い運動で、新たに6市町で準備中も含め実現し、府内22市町村で実施されるどころまでできました。当初は「市町村の責任」としてきた知事も、運動の広がりや結んだわが議員団の追及に、「市町村の支援に努めたい」と答えました。府内すべての中学校での給食実施と学校給食の無償化に向けて、具体的な支援を打ち出すべきです。

さて、総選挙の結果、安倍政権が継続されることとなりました。これまで安倍政権は、安保健法、共謀罪、秘密保護法などを強行し、原発再稼働と老朽原発運転延長を推進、消費税増税、社会保障の改悪などで貧困と格差の拡大などもたらし、今度は、いよいよ憲法9条の改定に乗り出そうとしています。国民は、安倍政権に全てを白紙委任したわけではありません。安倍政権の暴走に対し、立憲主義、民主主義を守れと市民と野党の共闘が発展し、新しい流れが本格化しています。

いま、本府に求められているのは、憲法・地方自治法に基づく地方自治体として、「住民福祉の増進」の立場で、府民の命と暮らしを守り、憲法を暮らしに生かす府政運営です。日本共産党府会議員団は、2018年度の予算編成にあたって、以下の重点要求48項目と各分野別要求114項目を提案し、予算化されるよう申し入れるものです。

重点要望

1 安倍内閣の暴走政治に追従せず、憲法と平和、暮らしを守る府政を

- ①憲法違反の特定秘密保護法、安保健法＝戦争法、共謀罪法の廃止を国に求め、憲法改悪に反対すること。
- ②政府が、「核兵器禁止条約」に参加し、批准するよう、強く求めること。

- ③米軍の自衛隊福知山演習場での実弾射撃訓練の中止を国に求めるとともに、住民の安全を守る立場から、直ちに防音フェンス設置などの防音対策を行い、隣接住民への説明と事前通知の徹底を求めること。
- ④米軍レーダー基地関係者の交通事故防止対策の徹底や騒音対策など、住民の安心・安全を守る体制の整備と基地の撤去を求めること。
- ⑤高浜原発3，4号機の即時運転停止を国と関西電力に求めるとともに、今後の原発再稼働と老朽原発の運転延長に反対すること。
- ⑥TPPの復活交渉は中止し、公正・平等な貿易と投資のルールをつくるよう、国に求めること。
- ⑦消費税10%への増税を中止し、大企業や富裕層への応分の負担を求めることで、社会保障や教育の財源を確保するよう、国に求めること。
- ⑧「残業代ゼロ法案」の国会上程をやめ、「残業は週15時間、月45時間、年300時間まで」という大臣告示の法制化、最低11時間のインターバルの確保など、労働基準法の改正を国に求めること。中小企業を支援しながら、最低賃金を時給1500円以上に引き上げるよう国に求めること。
- ⑨マイナンバーの適用拡大を止めるとともに、マイナンバー制度の中止を国に求めること。
- ⑩文化庁の京都移転は、移転費用やその後の経費も不確定であり、国民や芸術・文化団体の声が届きにくくなるなどの懸念の声が上がっている。国に対し、抜本的な再検討を求めること。

2 次代を担う若者への支援、格差の是正・暮らし・雇用対策を強化し、京都経済の立て直しを

- ①府として、「ブラック企業・ブラックバイト規制条例」を制定し、実態調査を行うとともに、事業者に対する労働関係法令の遵守や低賃金対策などブラック企業、ブラックバイトの根絶へ対策を強化すること。セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメントなどは人権侵害であることを周知徹底し、根絶に向けた取り組みを強めること。
- ②高すぎる大学の学費引き下げと私学助成の拡充、給付制奨学金の拡充、無利子奨学金の拡大などを国に求めること。また、京都府独自に給付制奨学金制度、有利子奨学金に対する利子補給制度の創設をはじめ、奨学金制度の拡充をはかること。
- ③限定正社員やテレワークの導入は、政府が推進する雇用の流動化を進めることにつながりかねない。府の雇用対策として、正規雇用の拡大を行うよう求めること。
- ④賃金規定や労働者保護規定を盛り込んだ公契約条例の制定により、府が発注した工事や委託事業について、雇用の継続や下請けで働く末端労働者まで設計労務単価の8割を下回らない賃金を保障するなど、公共事業の在り方を見直すこと。
- ⑤これ以上の府職員の削減を行わず、計画的な増員で、必要な人員を確保し、広域振興局や土木事務所、家庭支援総合センターなどの体制を強化すること。府の非常勤職員、臨時職員を正規化する計画をもち、すすめること。また、これらを通じて府職員の超過勤務の縮減・解消をはかること。
- ⑥地域経済の振興のため、小規模企業振興基本法に基づいて「中小企業地域振興基本条例」を制定し、中小企業の経営を下支えする設備投資や商店街リフォームなど固定費に対する助成を抜本的に拡充すること。経済波及効果が抜群の住宅リフォーム助成の制度化など、循環型地域経済を促進すること。

- ⑦中小零細企業の資金需要を支える信用保険法の改悪に反対すること。地域経済と雇用を守るうえでも、信用保証協会の中小零細企業支援に資するよう、従前のように行政が関与する経営指導融資制度にすること。

3 市場任せの農業破壊政策から、農家経営と農村集落を守る支援を

- ①コメ政策からの撤退、農協「解体」、種子法廃止など、「競争力強化」一辺倒で農家経営の安定や自給率向上に背を向ける農政の大転換に反対し、画一的な大規模化やコスト低下の押し付けを許さず、企業参入のための農地再編に歯止めをかけること。中小の家族経営を支え、農村集落を維持するための府独自の施策を拡充すること。
- ②米農家の命綱である戸別所得補償の復活とともに、農産物価格と農家所得を下支えする価格保障制度の確立を国に求めること。また、米生産調整の配分廃止で新たな作付け指導も行われなくなる下で、生産と価格の安定に向けて、国が需給や流通に責任を持つよう求めるとともに、京都府としても独自の所得補償制度の創設などで主導的に支援すること。

4 災害対策の強化を。大型開発や地方切り捨て、自治体業務の「産業化」を止め、市町村を支援し、暮らしを守る本来の役割発揮を

- ①豪雨による河川の氾濫や山崩れなど災害の防止対策を、予算を増額して計画的に執行すること。土木事務所等の技術職員の増員を計画的に行い、災害復旧事業や公募型公共事業等が計画年度内に執行できる体制をつくること。
- ②環境破壊をもたらし、地元自治体に過大な負担を強いるリニア新幹線、北陸新幹線の延伸、新名神や鳥取豊岡宮津自動車道の延伸、京都駅周辺開発など大型公共事業は見直し、生活道路や公共交通を充実させること。
- ③「京都スタジアム」(仮称)の建設をめぐっては、水害対策でもアユモドキ等環境保全対策でも問題は山積しており、計画は白紙に戻し、再検討すること。
- ④北山文化環境ゾーンの整備にあたっては、にぎわいやエンターテインメント性の追求でなく、植物園や資料館の本来の役割を発揮できるように、専門職員の増員や養成に力を入れ、業務の民間委託は行わないこと。総合資料館の跡地活用については、府民の声をよく聞くこと。
- ⑤公共事業の執行や公共施設の運営にあたっては、自治体本来の役割を放棄し、過大な税金の支出につながりかねない、プロポーザル方式やPPP、PFIの活用を改め、最大限、府の責任で執行できる体制をつくること。
- ⑥府営水道については、依然として高い水道料金の要因となっている受水市町への供給水量の見直しを行い、過大な「建設負担水量」の押しつけを行わないこと。「水道ビジョン」の見直しに当たっては、市町の自己水の縮小・廃止を行わないこと。
- ⑦「北部連携都市構想」や「定住自立圏構想」「コンパクトシティ」「小さな拠点づくり」「公共施設の統廃合」など、自治体の持続可能性を壊すやり方はやめ、すべての地域の住民生活と地域経済の振興、地域づくりを応援するとりくみを支援すること。

5 子どもの貧困解決、子育て支援の拡充を

- ①京都府の子どもの貧困について本格的な実態調査を行い、それをふまえて、「子どもの貧困

対策推進計画」を、数値目標がはっきりしたものに見直すこと。学校給食の無償化、中学校給食の完全実施を計画に明記し、市町村を支援すること。

- ②子どもの医療費については通院費 3000 円の負担を無くすこと。第 3 子以降の保育料無料については、所得制限を撤廃すること。
- ③認可保育所、学童保育所の増設など市町村の取り組みを支援すること。保育労働者の賃上げと処遇改善を行うこと。
- ④児童相談所・一時保護所の増設と専門職員の増員、及び老朽施設の改修を行うこと。市町村の専門性を持った人材確保への支援を行うこと。
- ⑤高校就学支援金の所得制限をなくし、高校教育の無償化を国に求めること。「高校生等奨学給付金」の抜本的拡充を国に求めること。また、就・修学支援のための助成制度を拡充すること。
- ⑥府の私立高校授業料無償制度をいっそう拡充し、他府県私学への通学生や専修学校高等課程、各種専門学校、他府県本校の通信制高校生も対象とし、生徒への直接助成とすること。私立高校における授業料無償化の予算措置を拡充するよう国に求めること。
- ⑦就学援助の入学準備金について、国において単価引き上げとともに就学前支給を可能とする見直しが行われたことを受け、必要な援助が適切な時期に実施されるよう、府内市町村に周知すること。

6 医療・介護・福祉の充実で府民のいのちを守る府政を

- ①国に対し、医療・年金・介護福祉を大本から立て直し、憲法 25 条に規定された生存権保障にふさわしい制度へと改善が行えるよう、社会保障予算の抜本的拡充を求めること。
- ②第 3 次都道府県医療費適正化計画について、すべての地域で必要な医療が確保する目標を立て推進すること。そのために地域の医療事情や地域住民の生活・経済状況や、住民ニーズの把握を行うこと。二次医療圏単位の地域医療構想調整会議や地域保健医療協議会の開催に当たっては、京都府の医療保障ビジョンを示し、地域の課題解決を十分に議論すること。
- ③国に対し、医師偏在解消を建前とした「保険医定数制」や「自由開業規制」を導入しないよう求めること。また、かかりつけ医以外の受診の際の「定額負担」導入に反対し、紹介状なしの大病院受診の際の「定額負担」は廃止するよう、求めること。オール京都体制で地域医療の医師確保へいっそうの強化を図ること。
- ④要介護認定で「軽度」と判定された人に対する保険給付外しや、福祉用具貸与の原則自己負担化など介護サービスのとりあげをやめ、保険給付を拡充し、医療保険や介護保険制度における窓口一部負担金や利用料負担を軽減すること。
- ⑤障害児者の福祉医療の「応益負担」を撤廃し、無料化するよう、国に求めること
- ⑥生活保護の改悪をやめ、人権を守る制度として改善・強化するよう国に求めること。高齢加算を復活させ、引き下げられた生活扶助・住宅扶助基準及び冬期加算を元に戻すよう国に求めること。
- ⑦国に対し、平成 30 年 4 月の介護報酬改定、及び診療報酬改定に向けて、社会保障財源の確保を行い、医療・介護・福祉労働者の賃金引上げと待遇改善を強く求めるとともに、府として実態調査をおこない、積極的支援策を行うこと
- ⑧都道府県化した国保について、国庫負担の抜本的引き上げを求めるとともに、保険料負担の軽減のため、京都府として必要な支援を市町村に行うこと。新たに国保の保険者となる

立場から、市町村に対しては資格証明書交付の全廃を求めるとともに、人権を脅かすような滞納処分を中止し、国保法 44 条に基づく窓口一部負担金制度を積極的に活用するよう支援すること。

- ⑨無料低額診療事業実施医療機関への支援と実施医療施設の拡充、公的病院での制度拡充へ支援を行うこと。薬局でも実施できるよう制度改善を求めること。

7 公立高校の統廃合計画を中止し、どの子ども伸びる教育へ、教育条件の整備拡充を

- ①丹後通学圏における高校再編統廃合計画は白紙に戻し、保護者アンケートで明らかになった通り、多くの保護者の願いに沿って「学舎制」を見直し、本校のまま存続し、普通科を重視すること。分校の統合は行き場のない生徒を生み出しかねず、統合は撤回して充実させること。京丹后市議会と与謝野町議会で全会一致採択された「住民の声をよく聞き、丁寧な説明を行うこと」等を求める意見書を尊重し、日程ありきの強行実施を見直すこと。
- ②口丹地域の高校再編が、北桑田高校や須知高校の存続を口実に、一面的な職業教育の推進、「特色づくり」「多様化」の名による序列化を強める方向で検討されているのは問題であり、住民への直接の説明や保護者の意見聴取すら行わないままの再編は中止すること。また美山分校の移転の検討も、地域住民や保護者不在で進めないこと。
- ③憲法と子どもの権利条約を生かし、「人格の完成」を教育目標とする、子どもたち一人ひとりの幸せと成長・発達をめざす京都の教育推進を行うこと。そのためにも、首長等による教育内容への「不当な介入」を行わず、教育委員会の独自性・中立性を堅持し、保護者や府民、教職員の意見が反映される民主的な教育行政をすすめること。
- ④教職員の長時間労働を解消するとともに、勤務時間中に教育本来の仕事に当たる時間が確保され、教職員がゆとりを持って笑顔で子どもの前に立てるような勤務条件を整えること。人材養成のための教育政策を抜本的に見直し、教職員定数の改善と全学年での少人数学級の実現、専科教員の増員をはかること。
- ⑤子どもたちが高校で学ぶ権利を保障するため、公立高校の収容率を高め、どの学校を選んでも格差のない豊かな高校教育を保障すること。「中高一貫校」や難関大学をめざす「特別な学校づくり」による学校間格差と序列化を改めること。競争主義と自己責任を押し付ける「入学者選抜」は見直し、「前期選抜」は直ちに廃止すること。
- ⑥特別支援学校に在籍する子どもの増加にともなう対策を講じること。与謝の海・丹波・向日が丘支援学校などの老朽校舎・施設の建て替え計画を明らかにするとともに、寄宿舎の存続と充実をはかること。南山城支援学校の大規模・過密解消をめざす新設支援学校開校までの教育環境の改善、教職員の増員をはかること。また、支援学校のスクールバス、給食の民間委託を改めること。医療的ケアが必要な子どもの送迎について、保護者負担の軽減をはかること。特別支援学級の学級編成基準を 8 名から 6 名にし、学級の過密化・過大化を解消すること。

分野別要求

1 中小企業の下支え・成長支援、正規雇用の拡大で地域循環型経済を

- ① 京都経済を立て直すため、中小企業団体、商工会、金融機関、労働者、下請職人と、大学など研究機関の参加による「地域経済振興会議」を設置し、真に実効ある振興策を確立すること。
- ② 中小企業応援条例の見直しに当たっては、一部の成長産業支援に偏った中身を抜本的に改め、「中小企業憲章」にあるように、「地域経済をけん引する力であり、社会の主役」としての中小企業の位置づけを明確にし、すべての中小企業を支援の対象とすること。
- ③ 中小企業会館は、資金力の乏しい中小企業団体の活動保障、地域経済振興の重要な拠点として、売却することなく耐震補強工事を行い、引き続き存続・発展させること。同時に、中小企業会館に入居している団体が、今後建設される経済センターに移転を希望した場合は、事務所面積や賃貸料、会議室の確保など、現状の条件を維持すること。
- ④ 西陣織、丹後織物、京友禅等伝統産業の振興をはかるため、伝統と文化のものづくり産業振興条例を活用し、庁内横断的な総合的対策を行う本部を設置すること。事業所の悉皆調査など、早急の実態調査を行うこと。伝統産業振興のための予算を大幅に増やし、伝統産業育成基盤強化事業の通年化や後継者育成制度の確立等に取り組むこと。炭素繊維の活用など、産地の新たな取り組みを積極的に支援すること。
- ⑤ 2014年に丹後地域の織物業の最低工賃が13年ぶりに引き上げられたが、現場ではその徹底は困難があるのが実態であり、府としても、国とも連携しながら、最低工賃の徹底に責任を持って取り組むこと。
- ⑥ 伝統地場産業の技術や材料の消滅の危機にある業種・業界については、業界の意見を聞き、行政を挙げて対策を講じること。公平公正で秩序ある流通体制の再構築に向けて、行政としてのイニシアチブを発揮し、業界団体や販売グループへの支援・育成をはかること。
- ⑦ 北部産業技術支援センター、京都府織物・機械金属振興センターへの検査機器設備の拡充や、それに見合った技術職員の充実などを進めるとともに、市町とも協力して、事業所調査の実施など北部中小企業振興を本格的に行うこと。また、府内全体の振興をはかるため、振興局での経営支援だけでなく、両センター及び中小企業技術センターにおいても、体制強化をはかって経営支援事業を復活させること。
- ⑧ 府の行う公共事業は、生活密着型への転換、分離・分割発注をさらにすすめ、地元中小業者や官公需適格組合の積極的活用により、仕事確保をはかること。また、小規模工事希望業者登録制度を創設すること。
- ⑨ 公共事業の発注にあたっては、下請の契約関係の適正化につとめること。府内業者への発注をさらに進めるため、地元企業・中小企業の育成に配慮した、地域貢献度やランク別などの条件付一般競争入札を基本とし、請負企業の経営安定のため、最低制限価格を引き上げる等改善すること。入札の実施にあたっては、共同入札の30社以上という制限を改善し、土木事務所単位で実施すること。また、工事区分の引き上げで、JVによらない入札参加可能工事枠を拡充し、府内の公共工事入札に応じられるよう入札制度の改善をはかること。
- ⑩ 大型店と大企業系列店のこれ以上の進出を規制し、商店街と地域住民の協力で安心して暮らせるようにするため、小売商業調整特別措置法の活用や「まちづくり条例」の制定をはかり、商店街・小売市場・個人商店の振興のための支援や「買い物難民」対策を抜本的に強めること。商店街の空き店舗活用として、生鮮三品の商店の導入や公共施設の誘致など、

来街の動機付けとなる支援施策を実施すること。

- ⑪制度融資の金融機関窓口一本化をやめ、府として経営診断を行ない、制度融資を行う仕組みに変えること。中小企業支援融資については、中小企業団体などへの経営診断の委託を再度実施し、中小企業振興をはかること。信用保証料や金利負担の軽減をはかること。新規開業や新事業への転換、新製品の開発に取り組む中小企業・業者に対し、無担保・無保証人、低利で返済猶予期間の長い融資制度の創設、信用保証協会の保証枠の拡大など、融資制度の改善・充実をはかること。また、制度融資利用にあたって、延納等で納税している事業者については、制度融資資格者として、その資金需要に応えられるように改善すること。
- ⑫中小企業あんしん借換融資の5号の指定業種について、前年対比での判断でなく、経営実態に即した指定となるようにするとともに、地域ごとでの指定がなされるように国に働きかけること。日本政策金融公庫など政府系金融機関分にも対象を拡大し、延長・継続すること。保証協会の制度融資に対する求償権の放棄ができるように条例の制定をはかること。信用保険制度の責任共有制度を撤回するように国に求めること。責任分担制導入による選別融資とならないように100%保証に戻すこと。
- ⑬雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための企業の立地促進に関する条例に、雇用と地域経済を守る企業の社会的責任を明記し、工場閉鎖や解雇は事前に府に報告・協議し、法令違反や解雇を強行した際は補助金返還を命じる規定を設けること。
- ⑭障害者の雇用確保と定着に力を尽くすこと。中高年齢者の雇用拡大にむけて求人開拓などの取り組みを強化し、高齢者雇用に取り組むすべての団体を支援すること。
- ⑮京都が世界に誇る文化財を維持するための、技能の継承対策を早急に進めること。また、技術継承をすすめるためにも、文化財改修の予算を抜本的に引き上げるよう国に求めるとともに、府としても予算の拡充に努めること。

2 京都の農林水産業の抜本的振興を

- ①「京都府農林水産業振興条例」を制定し、京都の農業、林業、水産業の振興と農山漁村を守る総合的計画を策定し、抜本的な対策の強化をはかること。京都府農林水産技術センターの専門職員体制の充実、設備の充実をはかること。
- ②資本の利益保証、及び種子を通じた食糧支配に道を開く種子法廃止が強行され、これに伴って国の予算措置がなくなるもとでも、農林水産技術センターや農業研究所、改良普及センター等、「公」が担う原原種、原種を守り、地域にあった種子開発を強めること。
- ③コメの価格下落対策のため、過剰米の市場隔離を行ない、少なくとも生産費（16000円／60キロ）を補償し、需給調整に直ちに乗り出すよう、政府に求めること。府独自にもコメの価格保障、所得補償を検討し、とりわけ特裁米、有機農法など「こだわり農法」を実施する農家への所得補償制度、すべての産地・農家が加入できる野菜の価格安定制度を確立すること。
- ④コメ直接支払交付金の平成30年度廃止を撤回し、農業委員会の公選制の復活と活動支援の強化をはかるよう国に求めること。また、TPPと同時に狙われている農協改革は、中山間地を支える家族経営と農協そのものを破壊するものであり、国に対して農協改革の中止を求めること。
- ⑤農地中間管理機構の運営において、農地の借受・取得は府外大企業でなく、地域の農業者優先ですすめること。

- ⑥「京力農場プラン」については、「担い手」支援として、一部の大規模経営者だけではなく、兼業も含めた多様な家族経営、小規模経営についても維持・発展をはかるものにする。農業機械更新については、法人以外にも助成を拡充すること。
- ⑦新規就農支援対策については、研修期間・終了後を通じて支援を強化し、支援金や貸与額の引き上げ・期間延長、農機具の購入支援、住宅対策などをはかるとともに、技術支援や販路の拡大、地域との関係づくりやグループづくりなどに継続的な支援を行うこと。農家子弟の就農に対しても積極的な支援を講じること。
- ⑧鳥獣被害対策をさらに拡充し、恒久防護柵の設置人件費補助、電気柵等の設置や補修への支援、罠・檻の設置や駆除後の処理に対する助成の引き上げ、モンキー犬育成への補助、狩猟免許取得への支援など、従事者の要望に応えたきめ細かな対策を行うこと。「特定鳥獣保護管理計画」の実施にあたり、科学的で適切な個体管理を行い、シカやイノシシ、クマ等の生息数を正確に調査し、広域振興局ごとに学者や関係者で構成する「鳥獣害対策協議会」を設置すること。鳥獣の生態や有効な大量捕獲技術の研究・確立および普及をすすめること。捕獲処分施設の建設や維持管理、シカ肉活用への支援を強化すること。山林の整備等、生息環境の整備に着手し促進すること。林業大学校における専門家の育成を強化すること。
- ⑨都市住民に新鮮な野菜を供給する都市近郊農業を守り、振興をはかること。生産緑地制度を拡充し優良農地を守ること。
- ⑩中山間地直接支払い制度の積極的活用をはかり、実施状況調査をもとに必要な拡充、改善を政府に求めること。いわゆる「限界集落」をはじめ、存続が危ぶまれる山村集落・地域に対し、一時的な「元気づけ」対策でなく、集落の存続・再生の担い手対策として「命の里」再生事業の拡充、「里の仕事人」の増員や実施年限の延長など抜本的強化をはかること。
- ⑪ビニールなどの資材や燃料、肥料、飼料、電気料金などの値上がりに対する施策を行うこと。
- ⑫飼料の国産自給化、特に飼料用稲の実用化への支援を行うこと。乳価引き上げを国に求め、家畜診療体制の強化、酪農ヘルパー制度の拡充など、畜産農家の経営支援対策を強化すること。感染症についての情報提供、感染防止のための資材提供など、対策に万全を期すこと。
- ⑬原木価格の引き上げのために、外国産木材の輸入規制をはじめ、緊急を要する除・間伐への一層の支援対策、造林経費控除の全額への引き上げを国に求めること。府内産材のいっそうの利用促進をはかり、公共事業や学校など公営施設での優先利用、間伐材の利用など、需要拡大のための積極策を講じること。「京の木の家づくり支援事業」の「緑の交付金」については、施主への直接交付にするとともに、使用量基準だけでなく、北山丸太などに実状に応じた基準を設けること。間伐材や木くずの燃料化、バイオマス発電などの推進、再生可能エネルギー事業の促進をはかること。松茸や漆など特用林の振興対策を強化すること。
- ⑭森林の適正な管理に関する条例については、森林災害を未然に防止するため、森林組合への支援や府の職員体制を強化し、森林の実態把握をすすめ、所有者への支援を積極的に行うこと。下流部で水害が発生している森林での残土投棄などを禁止する条例改正を行うこと。
- ⑮京都府が掲げる「成長型林業構想」では、CLTなど新たな大型加工分野で府内産材を活用するために、安定供給のためのストックヤード整備や「京都府産木材認証制度」の改正等を進めているが、府内産材が減少しているもとの、「CLTなど一部に木材が集中し、小

さなところに木材が回らなくなる」との悲鳴が現場で上がっており、京都府内の中小木材関連業者を排除することになりかねないことから、この方針は見直すこと。

- ⑩茶農家の後継者対策をつよめ、茶園の再整備や機械化、製茶工場や改植・本ず等への支援をいっそう強化すること。
- ⑪育てる漁業、資源管理型漁業、沿岸漁業のいっそうの振興をはかること。栽培漁業センターの体制や設備など支援を拡充すること。漁業が続けられる魚価の実現のため、価格安定、所得補償を国に求めるとともに、担い手対策を強化し、水産加工、商品開発、流通対策、開業などへの支援をはかること。丹後とり貝の振興、燃油対策などを行うこと。
- ⑫京都府の漁業の中心を担う定置網について、経営の大きな負担となる網の更新への支援を実施すること。国に対し、定置網は税法上の3年償却期間でなく償却期間の5年等に延長を求め、設備施設として位置づけられるようにして、船等と同様に助成対象となるよう制度拡充を求めること。また、漁業の継続・発展の根幹となる、魚価の引き上げのための対策を実施すること。
- ⑬「食の安全」確保等のため、食品衛生監視員の専任化・増員をはかるなど体制強化と検査機器の充実をはかること。市町村ごとの消費者相談窓口への支援強化を行うこと。輸入食品の安全性確保のため、検査体制の強化、製造年月日表示の復活と調理冷凍食品、加工食品も含めた原産国表示を国に強く求めるとともに、府として府内を流通する加工食品の原産国表示実施の条例を制定すること。
- ⑭府内市町村でのすべての中学校給食の実施に向けて、農漁業産物の地産地消の観点からも府として支援を行うこと。
- ⑮国産牛のBSE対策として実施されていた全頭検査の復活を国に求めるとともに、府も全頭検査を復活すること。

3 社会保障の改悪に反対し、いのちと暮らしを守る府政を

- ①特別養護老人ホームを増設し、待機者の解消を図ること。地域包括支援センターへの支援を強化し、コミュニティソーシャルワーカーの配置等を行うこと。
- ②65歳以上の障害者の介護保険優先を定めた介護保険法第7条を廃止するとともに、障害者総合支援法を見直し、「骨格提言」に沿う新法の制定を行い、障害者対策予算の抜本的増額をはかるよう国に求めること。家族単位の収入認定や自立支援医療費の負担軽減について府独自に改善策を講じること。障害者の既存障害の悪化や二次障害の実態を調査し、国、市町村と協力して総合的な二次障害対策を打ち出すこと。ヘルパー制度について、日常生活すべてを支援できるものとなるよう国に改善を求め、府独自に対策を講じること。
- ③「京都府障害のある人もない人も共にいきいきと安心して暮らせる社会づくり条例」については、福祉関係事業所をはじめ企業関係団体、広範な府民に対して条例の広報啓発を徹底するとともに、障害のある人々からの相談と解決に積極的に取り組む関係行政機関の体制を強化すること。府障害者相談等調整委員会や推進協議会に幅広い種別の障害当事者の意見を反映できるよう、体制と運営の充実を図ること。
- ④京都府南部に障害者専門の高齢者施設、介護保険施設を整備すること。京都府立ろう学校に通う児童が居住地の学童保育、児童クラブを利用できるようにすること。盲ろう者などの通訳介助者やガイドヘルパーの交通費の負担軽減や自家用車の使用許可、手話通訳者の養成講座を拡充すること。
- ⑤発達障害の診断ができる医師の確保に努め、初診待機期間を減らすこと、また、発達障害

者支援センターにおける相談体制を充実させること。

- ⑥地域活動支援センター事業については、現行の補助金の水準を維持できるように補助額を設定し、府独自の助成制度を創設すること。障害者の仕事確保に向け、さらに官公需を増やすこと。障害者の地域での暮らしを保障するため、公営住宅の利用促進、グループホーム、ケアホームの家賃補助の創設、拡充を行うこと。重度心身障害者の医療的ケア体制等の充実をはかること。
- ⑦京都府福祉医療制度について、所得制限を強化しないこと。重度心身障害児者医療制度について、療育手帳Bも対象とするなど拡充すること。
- ⑧生活保護世帯への見舞金を復活し、クーラーの設置費用への支援を行うこと。生活保護の申請権を保障し、府内の市町村の窓口申請用紙を置き、保護の決定については、法定期限の2週間以内に行うよう助言すること。保護の辞退届けの強要や、実態を無視した就労指導は行わないようにすること。本人の意思を無視したリバースモーゲージ制度の適用は行わないこと。医療券方式から医療証方式に切り替えるよう関係機関と協議し、改善すること。
- ⑨府内関係機関と連携した自殺対策の強化を行うこと。
- ⑩桃山学園や府立洛南寮などの福祉施設は本来直営とすべきであり、指定管理者制度に移行後の総括および検証を真摯に行い、指定管理料の引き上げや必要な施設の整備、実情に応じた職員体制の強化など支援を強めること。
- ⑪後期高齢者医療制度のすみやかな廃止と限度額適用認定制度撤廃の撤回、保険料の引き下げをはじめ、70歳から74歳の窓口負担の1割への引き下げを国に求めること。
- ⑫民間保険医療機関の耐震補強工事への公的支援の拡充を行うこと。
- ⑬府立医科大学附属病院、府立洛南病院、府北部医療センターの看護師を大幅に増員し、夜勤体制の充実を行うこと。また、長時間労働・二交替勤務を是正し、不払い時間外労働・違法宿日直などの労働基準法違反をただちに改めること。府立医科大学学内保育所については、直営に戻し、保育士の処遇を改善すること。府立看護学校の養成定数の拡大と就労支援策の充実を行い、准看護師移行教育「二年課程通信制」を早期開設すること。OT、PT、STの養成確保と地域偏在解消対策を講じること。京都府看護師等修学資金については、貸与条件を満たしている希望者全員が貸与を受けられるように拡充するとともに、入学時に貸与を受けた看護学生に卒業まで継続貸与すること。
- ⑭府立洛南病院を全面改築し、医師、看護師などの増員を行うこと。府北部医療センターや公立南丹病院に精神科病床を整備するなど、救急医療をはじめとする精神科医療体制の整備拡充をおこなうこと。
- ⑮総合的ながん対策の強化について、がん検診の受診率向上にむけ、企業、職域における対策の強化と未受検者への通知、啓発などの対策を強化すること。緩和ケア病床の拡充、がん診療拠点病院での相談体制の拡充と共に、患者の立場に立った相談・支援を行う体制を整備すること。がん治療薬オプジーボなど高額な薬価を引き下げる見直しを求めること。
- ⑯肝炎対策基本法に基づき、患者救済に必要な具体的法整備と予算化をすすめるとともに、医療機関での無料肝炎検査の実施、肝炎の専門的治療ができる医療体制の整備を図ること。肝硬変や肝がんの治療への助成制度を実施するよう国に求めること。
- ⑰難病の患者に対する医療等に関する法律にもとづく医療費の助成については、自己負担をなくし、すべての難病患者を対象とし、長期にわたる治療・療養を支える医療費の助成や医療提供体制の整備など、療養と社会生活を支える総合的対策をすすめるよう国に求めるとともに、府として、特定疾患患者への申請書料・診断書料・交通費など支援策を復活さ

せること。また、20歳を超えた特定疾患患者への支援など、難病対象事業適用までの間、府独自支援策を検討するなど、独自の難病対策を強化すること。長期入院児の家族等付き添い負担軽減策の拡充を行うこと。難病相談支援センター及びピアサポートなど患者の立場にたった難病相談活動事業の拡充をすすめること。脳脊髄液減少症への対策などの新たな医療課題に対する体制の整備・拡充をはかること。

- ⑱ 高次脳機能障害支援について専門医の養成をすすめ、診断・治療・リハビリテーションが行える対応医療機関の整備拡充を行うこと。府北部にも高次脳機能障害支援センターを整備すること。
- ⑲ 人工透析施設の整備促進など地域における慢性腎不全対策の推進をはかること。腎機能障害者通院交通費助成事業を透析患者の通院に見合うよう拡充すること。災害発生時における、透析患者の受け入れ体制の構築をはかること。
- ⑳ 「周産期医療情報システム」の充実と総合周産期母子医療センター充実のための支援を強化すること。舞鶴医療センターに産婦人科医を早急に増員し、周産期医療サブセンターとしての機能を回復させること。府南部地域など府内医療機関の産科・小児科医師の確保・派遣、NICU 後方病院・後方施設の整備を行うこと。
- ㉑ 「妊婦健康診査」の公費負担を継続し、恒久的な財源を確保するよう国に求めること。未熟児・低体重児等、きめ細かな支援が必要な乳幼児に対する市町村の訪問事業への支援を行うこと。
- ㉒ アレルギー疾患対策基本法に基づいて実態調査を行い、医療関係者や学校・福祉関係者との連携・協議のもと、本府のアレルギー疾患対策の基本計画を策定すること。保健師や栄養士、養護教諭、保育士などに対して、アレルギー性疾患への対策と対応についての専門的な研修を充実するなど、積極的な人材育成を行うこと。

4 貧困から子どもを守り、ゆきとどいた教育を

- ① 国会が全会一致で決議した「小中学校の35人学級の全学年実施」について、国に対して早期実施を求めるとともに、少人数学級を推進すること。高校でも同様に、35人学級を早期に実施し、少人数の学級編成をめざすこと。引き続き、30人学級の実現をめざすこと。
- ② 「京都式少人数教育」を見直し、少人数の学級編成をめざすこと。また、「できる子」「できない子」にふるい分ける習熟度別授業をやめること。
- ③ 競争教育に拍車をかけ、学力形成に有害な「全国学力テスト」の廃止を国に求めるとともに、テスト結果は公開しないこと。京都府独自の「学力診断テスト」を見直し、子どもたちへのケアを手厚くし、本来の学力形成をすすめること。
- ④ いじめや不登校・学級崩壊などの教育困難や、子どもの育ちや貧困などに対応できるスクールソーシャルワーカー、カウンセラーの全校配置をはじめ、学校現場の支援・相談などの体制を強めること。
- ⑤ 子どもの意見表明権や思想・信条・良心の自由の尊重、管理的な校則や指導の見直しをはかること。「体罰」をはじめ、すべての暴力を学校からなくすよう指導すること。
- ⑥ 正規の教職員を増やし、小学校「6学級」校の配当基準の改善や専科教育の実施など、教職員配当基準を改善すること。養護教員・事務職員の複数配置、専任の司書と栄養士の全校配置を支援すること。
- ⑦ 地域の教育力の衰退、子どもの長時間通学、安全面の不安などにつながるため、教育予算削減のための一時的な学校統廃合には反対し、小規模校を残す支援を行なうこと。

- ⑧義務教育無償の原則に基づき、給食費、副教材などの学校徴収金の公費負担など、保護者負担の軽減に努めること。就学援助制度を拡充し、利用しやすい制度に向け市町村を支援すること。
- ⑨安全で豊かな、全員制のあたたかい学校給食をすべての小中学校で実施できるよう、市町村に対して財政措置も含めた支援制度を創設すること。食育の充実に欠かせない栄養教諭の全校配置をすすめること。
- ⑩障害の複雑化に対応する特別支援学級の教員増などの条件整備、通級指導教室の教員の定数化、特別支援コーディネーターの専任化など、国に求めるとともに府独自でも必要な条件整備をはかること。
- ⑪府立学校の耐震工事やバリアフリー化、老朽校舎の改修をはかること。子どもへの防災教育（原発・放射能被害など）をすすめ、通学路の安全対策を強化すること。
- ⑫主権者教育、政治教育は、「個人の尊厳」や基本的人権の重要性を学び、批判的に政治や社会の問題を考え行動して、よりよい主権者として成長することをめざすものとする。高校生の政治活動の自由を尊重し、一般市民と同様に認めること。
- ⑬憲法 19 条に違反する「内心の自由」への侵害、教育への「不当な支配」となる「日の丸」「君が代」の強制をやめること。
- ⑭同和奨学金償還対策事業は廃止すること。また、「部落差別解消推進法」に基づく実態調査は行わず、「人権」に名を借りた「同和啓発」「同和研修」はきっぱり廃止すること。
- ⑮公立大学の自治と学問の自由を守るとともに、教育研究活動を保障するために、大学法人への財政措置をはじめとした支援を行なうこと。また、老朽校舎・施設の整備を急ぎ、学生への授業料減免措置を拡充すること。「戦争できる国づくり」と一体となる軍学共同研究は受け入れないこと。
- ⑯京都府立医科大学における虚偽診断書問題について、徹底した調査と情報公開を通じて府民の信頼回復を図るとともに、患者・教職員の命と安全を守るため、反社会的勢力との関係を遮断する基本方針を定め、組織的な対応を徹底すること。
- ⑰文化・芸術、スポーツや社会教育に関わる府民利用施設は、計画的に整備・充実をすすめ、府民が気軽に利用できる安価な施設利用料、駐車料金とすること。小・中・高校や支援学校等の子どもたちを対象とする舞台公演や鑑賞創作活動などへの支援事業を抜本的に拡充すること。子ども文化会館を存続し、充実させること。

5 原発ゼロで再生可能エネルギーの推進、環境対策の抜本的強化を

- ①京都府地域防災計画（原子力発電所防災対策計画編）については、30 kmの範囲に限定せず、府内全体を対象とするなど、さらなる見直しを行うこと。原子力災害の避難訓練については、複合災害や実際の困難な状況を想定し、実効性のある取り組みとなるよう改善をはかること。資機材・体制の整備に市町村とも協力し万全を期すなど、府の責任を果たすこと。モニタリングポストを府内全域対象に増設すること。
- ②東日本大震災の被災地から京都に避難してこられた人たちに対し、府営住宅への入居の継続・甲状腺エコーや血液検査も含む健康管理調査の実施、訪問相談体制の充実、年末・年始の見舞金支給、帰省・帰郷のための交通費負担など、支援を強化すること。
- ③初期被曝医療体制、二次被曝医療体制、並びに内部被曝医療機関の整備拡充をはかること。そのための必要な資機材の整備や医師、看護師等の育成確保をはかること。ヨウ素剤については、UPZ地域内での事前配布をすすめること。

- ④原発に頼らず低炭素型エネルギー構造への転換を進めるため、再生可能エネルギーを府の基幹産業として位置付け、中小企業と地域経済の活性化につなげること。飛躍的普及へ太陽光パネル発電の目標達成、地域内に存在するエネルギーを積極的に活用すること。
- ⑤太陽光、太陽熱、風力、洋上風力、地熱、バイオマス、小水力等再生可能エネルギーの普及・促進のため、専門の部署を設置し、市町村と協力して推進すること。
- ⑥太陽光パネル設置については、環境アセスや建築基準法を遵守するとともに、大規模な太陽光発電設備の届け出制度を創設し、環境アセスの条例に太陽光発電を位置付けること。南山城村メガソーラー計画については、府林地開発行為の手続き条例に基づき、全ての地元自治会の合意がないもとでは許可しないこと。
- ⑦発電と送配電事業の分離、電力事業者の小規模分散化、消費者の電源の選択の保障、電力に関するエネルギーや環境のルール、再生可能エネルギー優先のアクセス原則、固定価格買い取り制度の充実などを国と電力事業者に求めること。
- ⑧「地球温暖化対策推進計画」の2011年度以降の温室効果ガス排出量削減目標と計画は、原発の稼働を前提とせず見直しを行うこと。市町村に対して積極的取り組みを援助し、温暖化防止地域協議会を早急にすべての市町村に設置するよう支援すること。
- ⑨化石燃料依存の発電は当面最小限にし、電力確保とCO₂カットの両面から取り組むこと。大規模排出事業者の大幅削減に向けた協定締結やキャップ・アンド・トレード方式の導入を早急に実施すること。
- ⑩府域での温室効果ガスの削減に逆行して、年間860万トンものCO₂を排出する舞鶴石炭火力発電所の1・2号機の操業停止を関電に求めること。発電所等のCO₂排出は、EU等と同じく直接排出量でカウントするよう国に改善を求めること。また、府独自にも直接排出量抑制の方針、目標を持ち、関西電力をはじめ府内エネルギー転換事業所に対し厳しく指導すること。
- ⑪産業廃棄物の不法投棄を根絶させるために、府の産業廃棄物規制条例による立入検査の徹底、不法投棄のルートと関与者の解明、違反者・排出者の責任による撤去を実施させること。緊急の場合は、行政代執行など実効ある措置を取ること。
- ⑫城陽市の山砂利採取跡地に搬入された産廃は覆土ではなく完全に撤去させること。違法伐採した保安林は復元させること。採取地の井戸から水銀等汚染物質の検出が続いていることから、徹底した水質検査を行い、汚染物質の究明を進め、地下水汚染対策を強化すること。これらの対策なしのアウトレットモールや商業施設、物流拠点施設などの建設は行わないこと。
- ⑬ゴミの発生を設計・生産段階から削減するために、自治体と住民に負担を押しつける現行制度を拡大生産者責任の立場で抜本的に見直すよう国に求めること。
- ⑭ダイオキシンの調査・監視体制の強化とともに発生源対策を抜本的に強化すること。事業者が製造の段階から塩化ビニールなど、ダイオキシンの発生の原因となる物質の生産を大幅に減らし、使用後は回収して再利用をはかるよう指導を強めること。また、府保健環境研究所にダイオキシン検査体制を整備するなど、体制の強化をはかること。
- ⑮アスベスト被災責任と被災者救済への補償を国に求めること。国の石綿飛散防止対策の取り扱いマニュアルの改訂や規制強化に基づき「吹き付け石綿」のみを対象にしている府条例を改正し、2006年以前の全ての建築物を対象にするとともに、解体工事の事前調査と結果の掲示、発注者による届け出や近隣住民への工事説明会の義務付け、届け出のない解体・改修の現場への立ち入り等を実施し、レベル3を含め解体現場等での新たな被害を防止すること。また、石綿分析調査、除去工事等に対する補助制度を創設すること。

- ⑯中小企業の公害防止対策や公害対策の研究・開発について、助成制度及び税制上の優遇措置の拡充をはかること。
- ⑰「絶滅のおそれのある野生動植物保全条例」を生かし、絶滅が危惧される野生生物を地域ぐるみで保全するため、府民の啓発や無秩序な開発の規制を強めること。とくに、公共、民間を問わず大規模な開発については事前の環境アセスなど十分な規制措置を講じること。
- ⑱海岸への漂着ゴミの対策を強化すること。

6 地震対策、豪雨対策等を強化し、災害に強い安心安全なまちづくりを

- ①発生が予測されている南海トラフ巨大地震、日本海側大地震、直下型地震等、大規模地震に対する防災・減災対策を急いで講じること。南海トラフ巨大地震の市町村別の被害想定
の周知をはかること。日本海側の津波に対して、防災・避難の総合対策を講じること。
- ②迅速な災害対応をとるため、的確な情報伝達、災害弱者対策、備蓄資機材確保、消防救急
無線のデジタル化等市町村の防災対策を支援すること。また、市町村消防団員の定数確保
対策、団活動への支援を強化すること。
- ③学校・公共施設、幼稚園・保育所等児童福祉施設、病院・特養等医療・介護施設、大規模
集客施設等の耐震診断、補強工事を急ぐこと。「京都府建築物耐震改修促進計画」の数値目
標を達成するため、耐震住宅改修・簡易改修制度を拡充すること。市町村の耐震改修が促
進されるよう支援すること。
- ④淀川水系河川整備計画は、多くの専門家、流域住民の反対意見を押し切って策定されたが、
天ヶ瀬ダムの1500トン放流などによる宇治川堤防の決壊、内水氾濫の危険性があり、計画
の見直しを国に求めること。大戸川ダムの建設再開は行わず中止すること。
- ⑤由良川、桂川、木津川、宇治川等国管理河川の危険箇所の改修、堤防強化等の促進を強力
に国に働きかけるとともに、減少している河川改修予算の増額をはかり、府管理河川の整
備を急ぐこと。また、ダムの操作・運用は、予備放流の適切な実施など洪水対策に万全を
期すこと。内水氾濫防止に向け、中小河川の内水排除ポンプの新增設等適切な対策を講じ
ること。
- ⑥住民の理解のもと土砂災害警戒区域の指定の促進、砂防ダム、治山ダム等の整備をすすめ、
土石流、地すべり、急傾斜地崩壊、流木等の防止対策を抜本的に強化すること。
- ⑦舞鶴市の高潮による浸水被害への抜本的対策を講じること。
- ⑧被災者生活再建支援制度の拡充を国に求めるとともに、本府の被災者住宅再建支援事業は、
さらに小規模災害も対象とするなど拡充すること。また、グループ助成を適用するなど中
小企業・農業再建支援事業等を拡充し、恒久化すること。
- ⑨新名神高速道路については、住民説明をていねいに行い、治水・環境・安全対策など徹底
すること。
- ⑩高速道路とそのアクセス道路優先を改め、府民の生活と地域経済に結びついた生活関連道
路の整備を急ぐこと。とくに、国道163号、178号、307号、312号等の危険箇所の解消、
歩行者安全対策を急ぐこと。
- ⑪鉄道駅のエレベーターの設置などバリアフリー化を促進すること。踏切の改良、転落防止
のためのホームドアの設置等の安全対策を早急に講じること。JR奈良線の全線複線化事
業促進、JR片町線、山陰本線、関西本線の利便性向上への対策を進めること。JR奈良
線で一方的に廃止された「生活道路」踏切を、必要な箇所に復活・整備すること。
- ⑫府営住宅については、入居の希望に応じた整備を進めること。府営住宅のエレベーター設

置などのバリアフリー化、水洗化、設備の改善を進め、エレベーターの電気代、耐用年数がすぎた長期入居者の部屋の畳・ふすま等の取替は、府の負担で実施すること。自治会、入居者任せの共益費の徴収の在り方を見直すこと。府営住宅の建設から管理運営までを大手企業の営利に委ねるPFI手法の導入はやめること。

- ⑬地域住民の交通権の保障、財政支援の拡充を国に求めること。府の補助制度を拡充し、市町村と連携して乗合バス、コミュニティバス、デマンドタクシー等「住民の足」を確保すること。地域公共交通会議の運営は、生活交通・公共交通の確保の立場で行い、協議は、関係自治会、利用者等あくまで住民参加、住民主体で進めること。
- ⑭マンション管理適正化法の主旨にのっとり、府として早急に実態調査を行ない、耐震強度にかかる相談も含め専門家によるマンション無料相談窓口の拡充をはかるとともに、管理組合の育成・援助、大規模修理に対する融資の拡充など、府独自の対策を行うこと。また、温暖化対策や再生可能エネルギーの導入・省エネ化に取り組むマンションを支援すること。
- ⑮世界文化遺産、伝統的建造物、重要文化財などの周辺にバッファゾーンを指定し、景観保全をはかること。景観法の積極的活用をはかり、マンション建設等に高さ・意匠規制を強化すること。

7 憲法と地方自治法にもとづく府民主役の府政に転換を

- ①関西広域連合は、廃止も含めた見直しの検討を行うこと。関西財界主導の運営や大企業の利益優先の事業展開を改めること。危険な原発の再稼働を容認せず、カジノを核とするIRの誘致はやめること。国の出先機関の地方移管を求めるとりくみや「道州制」の検討はやめること。
- ②京都地方税機構に対し、生活保護基準並みの低所得世帯への強引な差押えをただちに中止し、滞納整理の執行停止の収入基準を生活保護基準の1.2倍に引き上げ、「納税緩和措置」を活用するよう求めること。府や市町村の課税自主権を侵害する法人関係税などの「事務移管」は撤回し、課税業務の全面移管の検討は中止すること。
- ③舞鶴港の軍事的利用拡大は認めず、平和の港として発展させること。米艦船の入港に対し、非核証明書の提出を求めること。被爆者健康手帳は、申請にもとづいてすみやかに交付すること。京都府戦没者追悼式の対象が「すべての戦争犠牲者」であることを要項にも明記し、式の内容も改善すること。
- ④自衛隊の実弾射撃・空砲演習や市街地訓練、航空機の市街地上空の訓練飛行、ヘリコプターや艦船への試乗、学校等での現職自衛官の講演などについては、中止を求めること。自衛隊での府職員研修をやめること。
- ⑤消費生活安全センターの専門的な相談機能や啓発、市町村への支援など本来の役割を果たすための職員体制の充実と相談員のいっそうの処遇改善に取り組むこと。
- ⑥京都市衛生環境研究所との合築が進められている京都府保健環境研究所については、これまでの役割と機能をさらに充実させ、府民の健康と環境を守る拠点となるように充実をはかること。